



歩行車のSG基準（公開用）

一般財団法人 製品安全協会

福祉用具専門部会（歩行車）専門委員名簿

（委員 五十音順・敬称略）

	氏名	所属
（部会長）	出口 弦舞	国際医療福祉大学 小田原保健医療学部 作業療法学科
（委員）	伊庭 栄樹	一般社団法人 日本福祉用具評価センター
	上田 隆司	フランスベッド 株式会社
	長田 信一	公益財団法人 テクノエイド協会
	梶原 成晃	株式会社 ヤマシタ
	川田健太郎	一般財団法人 日本文化用品安全試験所
	後藤 憲治	一般社団法人 日本福祉用具供給協会 （前任：本村 光節）
	関 まどか	主婦連合会
	武井 康之	独立行政法人 製品評価技術基盤機構
	竹島 昌寿	株式会社 幸和製作所
	田畑 寛幸	株式会社 竹虎
	武本めぐみ	ユーバ産業 株式会社
	橋本 義治	株式会社 島製作所
	板東 哲郎	一般社団法人 日本福祉用具・生活支援用具協会
	平岡 庸輔	株式会社 星光医療器製作所
（関係者）	星野 元訓	国立障害者リハビリテーションセンター 学院 義肢装具学科
	松原 悟	ウイズワン株式会社
	経済産業省	商務情報政策局 産業保安グループ 製品安全課
	経済産業省	商務情報政策局 商務・サービスグループ 医療・福祉機器産業室
（事務局）	厚生労働省	社会・援護局 自立推進・指導監査室
	厚生労働省	老健局 高齢者支援課
	一般財団法人製品安全協会	

歩行車のSG基準

SG Standard for Rollators and Walking Tables

1. 基準の目的

この基準は、歩行車の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は歩行の安定性確保又は支持のために用いる歩行車（以下「歩行車」という。）について適用する。

ここでいう歩行車とは、左右のフレームとその連結フレームからなり、フレーム下端部に車輪が付いた歩行補助機器をいい、使用者がその間に立ってフレームのハンドグリップや肘あて等で体重を支えて移動するものをいう。なお、電動式歩行車及び電動アシスト付き歩行車は除く。

3. 種類

歩行車の種類は次のとおりとする。

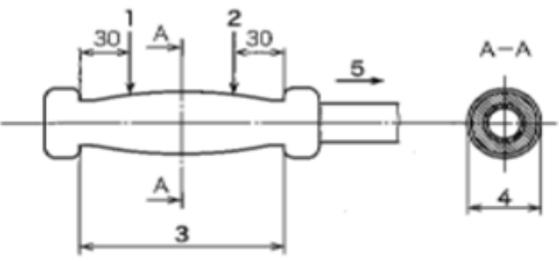
A形：ロレータ形（ハンドグリップによって体重を支える構造のもの。）

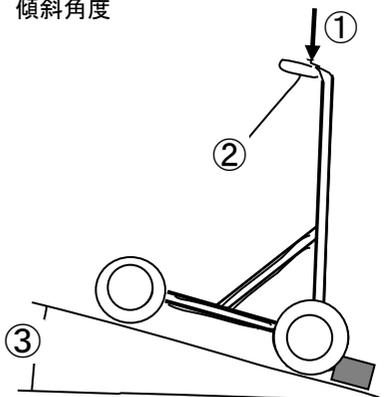
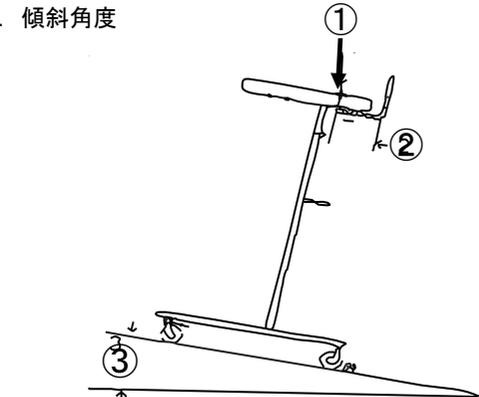
B形：ウォーキングテーブル形（サポートテーブル又は前腕サポートによって体重を支える構造のもの。）

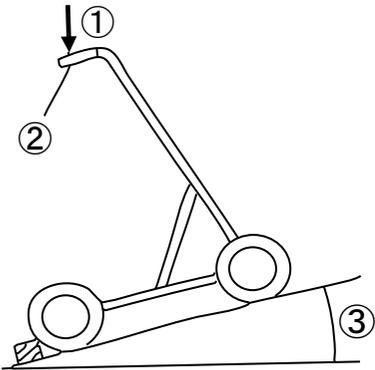
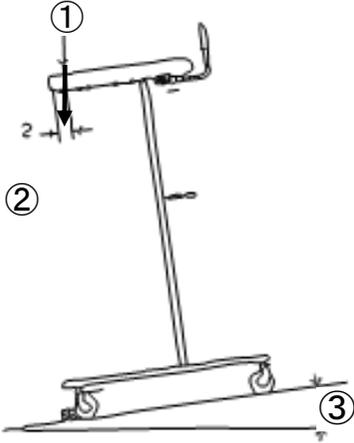
4. 安全性品質

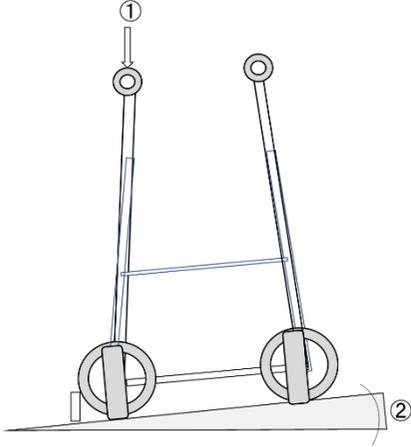
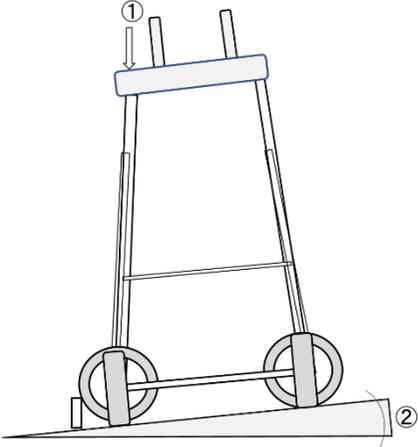
歩行車の安全性品質は、次のとおりとする。

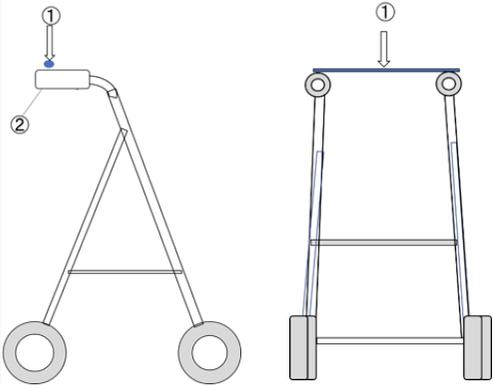
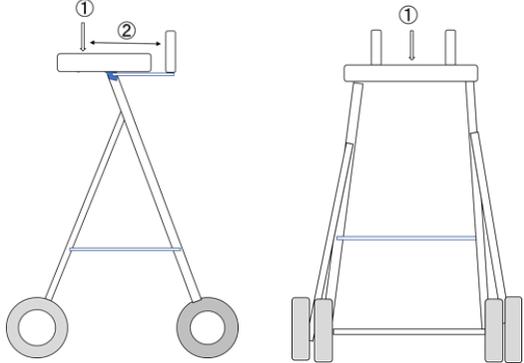
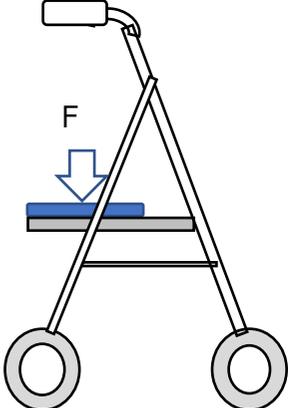
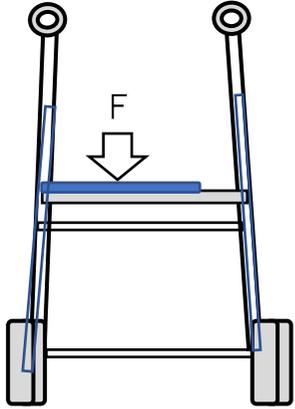
項目	基準	基準確認方法
1. 外観及び構造	<p>1. 歩行車の外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、各部に変形、がた、き裂及び溶接不良等がなく、人体に触れる部分には、鋭い突起又は角部等がないこと。</p> <p>(2) 表面処理をしている面には、素地の露出、はがれ及びさび等の不良がなく、安全性を損なわないこと。</p> <p>(3) 高さ調節機構を有するものにあっては、高さ調節が容易で、使用中容易に緩まない構造であること。</p> <p>(4) 折り畳み式の場合は、操作は容易で、使用中に外れたり、折りたたまれたりしない構造であること。</p>	

項目	基準	基準確認方法
<p>2. 寸法</p>	<p>(5) 座面を有するものにあつては、使用中容易に外れたり、折りたたまれたりしい構造であること。</p> <p>(6) 座面付き又は屋外用のものにあつては、駐車ブレーキ（ストッパ）を有しており、ブレーキの操作は容易で左右両輪を確実に固定できる構造であること。</p> <p>(7) A形及びB形屋外用のものにあつては、走行を制御する制動ブレーキを有しており、ブレーキの操作は容易でかつ確実に行え、前輪又は後輪のいずれかの左右両輪を確実に制御できる構造であること。</p> <p>(8) 直進させたとき走行上支障がなく、各車輪に著しい振れ、偏り等がないこと。</p> <p>2. 歩行車の寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ハンドルのグリップ部の直径は、○mm 以上○mm 以下であること。</p> <p>①. ハンドグリップ後方参照点 ②. ハンドグリップ前方参照点 ③. ハンドグリップの長さ ④. ハンドグリップの直径</p> <p>(2) 屋内用にあつては、前輪の直径は○mm 以上であること。</p> <p>(3) 屋外用にあつては、前輪の直径は○mm 以上であること。</p>	

項目	基準	基準確認方法								
<p>3. 安定性</p>	<p>(4) 屋外用にあつては、前輪の幅は0mm以上であること。ただし車輪をダブルで使用しているものはこの限りではない。</p> <p>(5) グリップ部及び折り畳み操作部の可動部には、0mm以上0mm未満の手指の挟まる可動部の危険な隙間がないこと。なお、指はさみ注意等の表示がある箇所はこの限りではない。</p> <p>3. 歩行車の安定性は次のとおりとする。</p> <p>(1) 前方安定性試験を行ったとき、表1に適合していること。</p> <p style="text-align: center;">表1</p> <table border="1" data-bbox="327 975 788 1306"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>安定性角度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A形</td> <td>0° 以上</td> </tr> <tr> <td>B形屋外用</td> <td>0° 以上</td> </tr> <tr> <td>B形屋内用</td> <td>0° 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>①. 質量 25kg の重り ②. ハンドグリップ前方参照点 ③. 傾斜角度</p>  <p style="text-align: center;">図2 A形の前方安定性試験</p>	種類	安定性角度	A形	0° 以上	B形屋外用	0° 以上	B形屋内用	0° 以上	<p style="text-align: center;">基準確認方法</p> <p>①. 質量 25kg の重り ②. 135mm ③. 傾斜角度</p>  <p style="text-align: center;">図3 B形の前方安定性試験</p>
種類	安定性角度									
A形	0° 以上									
B形屋外用	0° 以上									
B形屋内用	0° 以上									

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法																
	<p>(2) 後方安定性試験を行ったとき、表2に適合していること。</p> <p style="text-align: center;">表2</p> <table border="1" data-bbox="328 467 801 825"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>安定性角度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A形</td> <td>0° 以上</td> </tr> <tr> <td>B形屋外用</td> <td>0° 以上</td> </tr> <tr> <td>B形屋内用</td> <td>0° 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 質量 25kg の重り ②. ハンドグリップ後方参照点 ③. 傾斜角度</p>  <p style="text-align: center;">図4 A形の前方安定性試験</p> <p>(3) 側方安定性試験を行ったとき、表3に適合していること。</p> <p style="text-align: center;">表3</p> <table border="1" data-bbox="328 1617 794 1945"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>安定性角度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A形</td> <td>0° 以上</td> </tr> <tr> <td>B形屋外用</td> <td>0° 以上</td> </tr> <tr> <td>B形屋内用</td> <td>0° 以上</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	安定性角度	A形	0° 以上	B形屋外用	0° 以上	B形屋内用	0° 以上	種 類	安定性角度	A形	0° 以上	B形屋外用	0° 以上	B形屋内用	0° 以上	<p style="text-align: center;">基 準 確 認 方 法</p> <p>① 質量 25kg の重り ② 30mm ③ 傾斜角度</p>  <p style="text-align: center;">図5 B形の後方安定性試験</p>
種 類	安定性角度																	
A形	0° 以上																	
B形屋外用	0° 以上																	
B形屋内用	0° 以上																	
種 類	安定性角度																	
A形	0° 以上																	
B形屋外用	0° 以上																	
B形屋内用	0° 以上																	

項目	基準	基準確認方法
4. 静的強度	<p>① 質量 25kg の重り ② 傾斜角度</p>  <p>図6 A形の側方安定性試験</p> <p>4. 歩行車の静的強度試験は次とする。 (1)ハンドグリップへの静的強度試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	<p>① 質量 25kg の重り ② 傾斜角度</p>  <p>図7 B形の後方安定性試験</p> <p>4.</p>

項目	基準	基準確認方法
	<p>① カ ② ハンドグリップ後方参照点</p>  <p>図8 A形の静的強度試験</p> <p>(2) 座面を有しているものは、座面への静的強度試験を行ったとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	<p>① カ ② 300 mm</p>  <p>図9 B形の静的強度試験</p>
	 <p>図10 座面への静的強度試験</p>	

<p>5. 耐久性試験</p>	<p>5. 耐久性試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	
<p>6. ブレーキ試験</p>	<p>6. ブレーキ試験は次による (1) 制動ブレーキについては、制動ブレーキ試験を行ったときに、車輪が回転しないこと。 (2) 駐車ブレーキについては、駐車ブレーキ試験を行ったときに、車輪が回転しないこと。</p>	
<p>7. 材料</p>	<p>7. 耐食料以外の金属で、さびの出る恐れのある箇所、接触腐食が起こる恐れのある箇所には、防せい処理が施されていること。</p>	
<p>8. 付属品</p>	<p>8. 付属品は、使用上の安全性を損なわないこと。</p>	

5. 表示及び取扱説明書

歩行車の表示及び取扱説明書は次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	<p>1. 歩行車には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。 なお、(3)～(6)は本体の見やすい箇所に大きな字で表示すること。また、(7)(8)は調節する箇所に表示すること。 ただし、その製品に該当しない事項は、省略してもよい。</p> <p>(1) 申請者(製造業者、輸入業者等)の名称 又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 最大使用者体重</p> <p>(4) 座面を使用する場合は、必ず駐車用ストッパを左右両輪にかけて使用すること。</p> <p>(5) 屋内用(屋内専用のもの)</p> <p>(6) ハンドルを適切な位置で使用しない安定性が悪くなる可能性があること。 (ハンドルを左右方向に調節出来るもの)</p> <p>(7) ハンドルの適切な調節位置・最大伸位置 (高さ調節が出来るもの)・ハンドルの長軸中心線と移動方向中心線 (ハンドルを左右方向に調節出来るもの)</p> <p>(8) 幅、長さ、支持板等の適切な調節位置・幅の伸張位置(幅調節ができるもの)・長さの伸張位置(長さ調節ができるもの)・支持板の伸張位置(支持板の位置調節ができるもの)</p>	

項目	基準	基準確認方法
2. 取扱説明書	<p>2. 歩行車には、次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項は、省略してもよい。</p> <p>なお、(1) は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(9) については、安全警告標識 (▲) を併記するなどして、より認知しやすいものであること。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み読んだ後保管すること。</p> <p>(2) 各部の名称 (図で示すこと)</p> <p>(3) 組立又は調節等の方法及び注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハンドルを適切な位置で使用しないと安定性が悪くなる可能性があること。(ハンドルを左右方向に調節出来るもの) ・ 高さ調節は最大伸長の位置以下で使用すること。(高さ調節出来るもの) ・ 幅、長さ、支持板の調節は適切な調節位置で行うこと。(本体の幅、長さ、支持板の調節ができるもの) <p>(4) 駐车用ストoppa及びハンドブレーキの操作方法</p> <p>(5) 座面の使用方法 (座面付きのもの)</p> <p>(6) 屋内である旨 (屋内専用のもの)</p> <p>(7) バッグ内に乳幼児を乗せるまたは、座面上に人を乗せたまま移動しないこと。(バッグ付きのもの)</p> <p>(8) 保管方法 (雨ざらしにしないこと等) 及び手入れ方法</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(9) 使用上の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大使用体重を守ること。 ・使用前は各部を点検し、フレームや各部に亀裂・破損・変形などがある場合は使用しないこと。 ・ハンドブレーキの左右両輪の性能について十分確認して使用すること。(ハンドブレーキ付きのもの) ・組立て及び調節は、確実にを行うこと。 ・段差及び溝などのあるところでの使用は十分注意すること。 ・交通の頻繁なところ、混雑しているところ及び夜間での使用は十分注意すること。 ・タイヤ及びブレーキの摩耗がないかを保守・点検し、必要に応じて交換等すること。 ・座面を使用する場合は必ず駐車用ストッパを左右両輪にかけて使用すること。また、傾斜地では使用しないこと。 ・ハンドブレーキを使用する時は、左右両輪を同時にかけること。 <p>(10) メンテナンスマニュアル等を備えていること。</p> <p>(11) S G マーク制度は、歩行車の欠陥によって発生した人身事故に対する賠償制度であること。</p> <p>(12) 諸元表（各部の寸法、重量など）</p> <p>(13) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号。</p>	